

豊田市低炭素社会モデル地区機能移転業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本市が設置する豊田市低炭素社会モデル地区（以下「モデル地区」という。）は、本市が官民の連携により進めてきた様々な先進的取組を一元的に発信するとともに、環境にやさしい新しいライフスタイルの体感を通じて、来場者の意識醸成と行動変革を促すことを目指して運営され、令和4年度末時点において121か国から約38万人が来場している。

本市は、モデル地区の運営を令和5年度末で終了し、令和6年度から新たに開館する（仮称）豊田市博物館（以下「博物館」という。）に上記情報発信機能を移転する予定である。

本業務は、円滑かつ効果的にモデル地区から博物館への機能移転を行うため、本市の従来取組を踏まえて移転の内容を企画し、移転作業を実施することを目的とする。

2 契約の概要

別紙「豊田市低炭素社会モデル地区機能移転業務委託 仕様書」のとおり

3 提案限度額

10,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる

豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。)

イ 平成30年4月以降、発注者の官民を問わず、元請けとして1件当たりの税込金額500万円以上の博物館、美術館、資料館等の展示施設における展示企画又は展示設計業務の履行実績を有する者

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

7月10日(月)	業者選定審査会による方式の決定
7月11日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
7月11日(火)	業務説明資料等の交付開始
7月24日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
7月25日(火)	参加資格確認通知書の送付
7月28日(金)	質問の回答期限
8月4日(金)	提案書等の提出期限
8月9日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
8月10日(木)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
8月28日(月)	業者選定審査会による随意規約の相手方の決定
8月29日(火) 予定	選考結果の公表、見積聴取の通知
9月6日(水) 予定	見積徴取及び契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時	8月9日(水) 午後1時～5時のうち指定する25分間(時間は対象者に後日連絡する。)
イ 場所	豊田市役所 東61会議室(東庁舎6階)
ウ 備考	<ul style="list-style-type: none">・提出された企画書等に基づき1者25分(説明15分、質疑応答10分)のヒアリングを行う。・プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。・社会情勢の変化によりヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合はWEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	企画政策部 副部長 都築 和夫
委員	(仮称)豊田市博物館 館長予定者 村田 眞宏
委員	学識経験者 愛知県立芸術大学 教授 佐藤 直樹
委員	ツーリズムとよた 主幹 粕谷 忠弘
委員	企画政策部未来都市推進課 課長 清水 智哉

7 提案書等の提出書類

A 4サイズ片面6枚以内（表紙及び目次は不要とし、見積書及び積算内訳書を除く。）に下記の内容を記載すること。

提出部数は正本1部、副本6部及び電子データ1式とし、副本については社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴等

ア 事業者の業務実績

会社概要、本業務を担当する営業所・部署及び同種業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要）。なお、実績については現在履行中の業務は対象外とする。

イ 業務担当責任者等の業務実績

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種業務実績及び現在の手持ち業務。

(2) 業務実施方針

(3) 本業務への提案や意見

ア 市の将来都市像の発信における具体的手法の方向性

イ 市が官民連携により進める先進的な取組の発信における具体的手法の方向性

(4) 工程計画

(5) 見積金額及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

(1) 下記項目について事務局及び選考委員が採点を行い、採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（150点）【事務局評価】

(ア) 事業者の業務実績（75点）

(イ) 業務担当責任者等の業務実績（75点）

イ 業務実施計画等（70点）【選考委員評価】

(ア) 業務実施方針（12点）

(イ) 本業務についての提案や意見 ア・イ（48点）

(ウ) 工程計画（6点）

(エ) 取組意欲（4点）

※評価点（500点）

=ア 業務経歴（150点）+イ 業務実施計画（70点×5人=350点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ先】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 企画政策部 未来都市推進課 社本、松井
電話 0565-34-6982 (直通) FAX 0565-34-2192
E-mail : hybrid-city@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>